

平成20年6月26日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

2. 欠席議員

22番 平野邦夫

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 黒川和広
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	浦	郷	政	紹
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	雅	章
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	伊	藤	元	康
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	吉	野	孝	一
農	業	委	西	村	益	生

議 事 日 程 第 7 号

6月26日（木）10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 第69号議案 | 武雄市まちづくり応援基金条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第2 | 第70号議案 | 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び武雄市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第3 | 第71号議案 | 武雄市税条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第4 | 第72号議案 | 武雄市手数料条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第5 | 第73号議案 | 損害賠償の額を定めることについて（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第6 | 第74号議案 | 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第7 | 第75号議案 | 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第8 | 第76号議案 | 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第9 | 第77号議案 | 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第10 | 第78号議案 | 西川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第11 | 請願第2号 | 『農業振興の基礎となる基幹施設の整備等に関する意見書』提出に関する請願（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第12 | 請願第3号 | 『教育予算の拡充を求める意見書』に関する請願（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第13 | 請願第4号 | 武雄市民病院の存続を求める請願（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第14 | 意見書第2号 | 救急告知病院の早期再開を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |

- 日程第15 意見書第3号 武雄市民病院の救急告示早期再開と存続を求める意見書
(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第16 意見書第4号 農業振興の基礎となる基幹施設の整備等に関する意見書
(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第17 意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書(趣旨説明・質疑・所管常
任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第18 閉会中継続審査申出について(請願第1号及び意見書第1号)(議決)
- 日程第19 閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件)(議決)

開 議 10時24分

○議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第2号と第3号を追加上程いたします。

それでは、付託しておりました議案等の審査終了の報告が各常任委員長より提出されておりますので、日程に従いまして、順次委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1. 第69号議案 武雄市まちづくり応援基金条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長(吉川里巳君)〔登壇〕

皆さんおはようございます。それでは、本委員会に付託されました第69号議案 武雄市まちづくり応援基金条例の審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

本議案は、寄附金制度が拡充されることに伴い、その寄附を基金として積み立て、広く武雄市のまちづくりに役立てる条例でございます。

第3条の管理につきまして、マイカル社債のようなことがないよう、安全・確実を最優先すべきだという意見が出され、現在設けている資金管理規定に基づいて、国債や地方債といった安全な形で考えていきたいということでもございました。

また、指定された寄附の場合、市の方針と合わないなど、バランスが崩れるときが心配になると。このようなときには、寄附者の思いと違うことが出てくるため、寄附を受ける入り口の段階で確実に話をしておくべきだという意見が出され、指定寄附者の思いを生かすために、十分検討しながら事業計画を立て、進めていきたいという執行部の答弁でもございました。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第69号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第69号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 第70号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び武雄市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第70号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び武雄市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の審査内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案は、この公務災害補償について、武雄市単独で対応をしているものを廃止し、佐賀県市町事務組合での共同処理に参加をするものでございます。

委員会では、どういうメリットやデメリットがあるのかという質疑に対しまして、今、武雄市が補償している額よりも、事務組合へ参加し負担金を出したほうが安く済むということでございます。具体的には、平成19年度の武雄市の補償実績は113万6,000円で、平成20年度の組合への負担金は89万6,000円で済むという答弁でございました。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第70号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第70号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 第71号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第71号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告を申し上げます。

改正の主なものとしては、1点目に寄附金税制の拡充として、適用下限額が10万円であったものが5,000円から適用できるようになっております。また、住民税税額控除として特別控除が追加になっております。

2点目に、公的年金の所得に係る住民税の特別徴収の創設であります。これは65歳以上の年金受給者の方が窓口に行って納税するといった手間を省くものでございます。

3点目に、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例として、これまでの免税を平成24年度まで3年間延長するものでございます。また、売却頭数を2,000頭までにするものでございます。

4点目に、証券税制の見直しがなされるとの説明を受けました。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第71号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

本案は御異議がありますので、起立により採決をいたします。第71号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第72号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第72号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果の御報告をいたします。

議論の中では今までの実績についての質問があり、答弁では平成17年度が1件、平成19年度が2件あったということでした。また、手数料については、公的機関については無料との答弁がありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第72号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第72号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第73号議案 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。（「賛成多数でしょう」「議長、委員長報告どおり採決とらないと」「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時33分

再 開 10時34分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託されました第73号議案 損害賠償の額を定めることについてでございます

が、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

本議案は、平成15年に旧山内町の保育園で園児がウサギにかまれたものに対する補償でございます。その中で、これを受けての現在の状況についてはどうなのかという質問に対しましては、保育園のほうでは、今飼っているような形跡はないということでした。

また、小学校、中学校では、今後、調査を早急に行って対応していきたいということでした。

委員会の中からでは、小動物を飼うのは大きな目的があると思うので、現場の先生とよく話をされて、過剰反応や禁止という方向にいかないようにとの申し入れを行いました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第73号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第73号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．第74号議案 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第74号議案 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議について、御報告を申し上げます。

本議案は、審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第74号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第74号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第75号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、まず最初に、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第75号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）の審査内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案の2款2項2目地域振興費の辻和義氏の指定寄附活用交付金1,000万円の流れを説明してほしいという質疑がございまして、昨年12月に辻和義さんから朝日町の地域振興、発展のために寄附があり、ことしの3月議会で財政調整基金に積み立てておりました。

辻さんの意思としては、朝日町の地域振興のためということで、朝日小学校グラウンド整備関連事業に500万円、農業振興のレモンガラスに500万円ということで話を伺い、ことし5月20日に、辻さんから寄附申出書を出していただいております。市としては、今議決後、朝日町のまちづくり推進会へ交付を考えているとの答弁でございました。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第75号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）についてでございます。

審査の結果、賛成多数にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査については、2項目でございます。2款2項1目新産業集積エリア整備事業負担金と6款1項1目農林水産業振興対策補助金（レモンガラス加工施設整備）です。ともに現地を確認し、説明を受けました。

新産業集積エリア整備事業負担金においては、県との共同事業でもあり、本年度は測量設

計、地質調査、基本設計、環境調査を行い、平成23年4月の分譲開始とのことです。より早く企業に売却できるようお願いをいたしました。

農林水産業振興対策補助金においては、議案審議時に提出されました資料の精査をいたしました。委員の指摘により、3月28日、当該法人、「農事組合 武雄そだちレモングラスハッピーファーマーズ」の理事会で出されました資料と判明。既に6月であり、資料中の数字に変更が生じた点を新たに確認しました。結局、当該法人へ売却する予定の東インドレモングラス4,000株中、2,000株が害虫の影響などで枯れており、3月定例で議決されましたレモングラス売却益52万6,000円も売買契約後、減額補正をするなど、正当な契約、手続をするよう申し入れを行いました。あわせて今回の補助金は、市の施策として理解をするが、何度も補助金を支出するようなものではないとの指摘をいたしました。

反対の意見といたしましては、通常は、実績があるところに補助金を出すものだが、まだ実績のない法人への補助金、税金の投入はいかなものかとの御意見がございました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

北方のかわいい委員長ですので、いじめませんけれども、先ほど不当な契約じゃなしと、こういう言葉が使われたと思うんですけども、不当といえば大変なことになりますので、数字的なことなのかですね。言葉について、ちょっとひっかかっておるわけですので、よければ詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

不当という言葉を使ったかな。（「正式なて」と呼ぶ者あり）不当という言葉は使うとらんですよ。

〔29番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

委員長が言ってないということであれば、私の聞き違いです。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

第75号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）の分割でございます。

本委員会に分割付託されました議案について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

10款1項3目学校教育総務費の7節の賃金で、スクールソーシャルワーカーについての質問がありました。これは何人ぐらいで構成するのか。またどういう活動をするのかということでございましたけれども、答弁としては、この予算が通ってから構成をし、活動内容を決めていくということでございました。委員からは、子どもたちのためにしっかりとした人選を行ってほしいと申し入れをいたしました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に分割付託されました第75号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）について御報告をいたします。

主な内容といたしましては、歳出予算の第4款2項の清掃費、第8款の土木費でございます。

今年度6月から実施している廃プラスチックごみ分別処理事業の財源が、一般財源から、ふるさと市町村圏基金市町交付金になった財源補正と、白岩運動公園の階段に手すりを設置するための補正との説明を受けました。その中で、できるだけ補助事業を活用し、一般財源を控えるよう努力してほしい旨の意見がありました。

本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第75号議案に対する質疑をとどめます。

第75号議案に対する討論を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第75号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）について、1点指摘をし、反対の討論を申し上げます。

6款1項農業費、目の農業振興費、節の負担金補助及び交付金、支出額200万円、農林水産業振興対策補助金（レモンガラス加工施設整備）について、2点反対討論申し上げ、削除を申し上げる次第であります。

先ほど委員長報告にもありましたが、委員会の中でも賛成多数で採択をされています。私は本会議の質疑の中でも、地方自治法第232条の2、公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるという項目について、公益上必要がある場合ということに対して、私は市民の合意が踏まえていない。反対の第1点であります。

これは先ほどの委員長報告にもありましたように、実績がないところに補助金を出す。これは市長が進めるこのレモンガラス事業に対して、紛れもなく拙速に事を進めているものではないでしょうか。まして質疑の中で、農業協同組合法の中の一つとして、その根拠として補助金の要綱に照らして支出するとされておりますけれども、農業に携わる関係者を含めましても、合意が調っていないのではないのでしょうか。私はこの今回の200万円という多額の補助金支出について、反対を申し上げる次第であります。

1点つけ加えてですけれども、私は議案審議の中で質疑をいたしました。これに携わる職員が専属で3名、そして観光係から1人がみずからの仕事をしながら、このレモンガラスに協力をする職員の仕事が進んでおりますけれども、それに関してかかわる人件費について、資料を委員会に出すよう求めておりますけれども、提出されておられません。まさに市民の資料公開を含めましても、出していただくことを強く申し述べ、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

2番浦議員

○2番（浦 泰孝君）〔登壇〕

私は第75号議案 一般会計補正予算（第4回）について、賛成の立場より討論を述べさせていただきます。

農業振興費の補助金についてであります。農業従事者の高齢化や後継者不足などから、遊休農地や耕作放棄地が増加するなど、厳しい状況にある武雄市の農業であります。これらの打開策の一つとして、収益性の高い中山間地農業としても確立をすべく、昨年より試験栽培が進められてきたレモンガラスであります。現在はレモンガラスを使用した食物や製品の研究、販売においても、市内民間業者や研究団体など、市民挙げての盛り上がりを見せております。大手百貨店、伊勢丹との提携も今後見られるなど、需要においても希望が持てるところであります。そこで、今後は安定的な生産の調整、品質の管理、徹底した生産コストの削減などを目指し、「農事組合法人 武雄そだちレモンガラスハッピーファーマーズ」の立ち

上げをなされております。

今回の一般会計の補正の中で、農業振興費についての補助金であります。松尾初秋議員の委員会での言葉を引用させていただきますが、この補助金は、事業、武雄市の発展のための呼び水であり、清らかで潤沢な水を引き入れるためには、呼び水は必要不可欠なものです。武雄市においても、これを起爆剤として、農業に限らない産業発展への起爆剤として期待をいたします。

ただ、委員会においても、報告を受け、研究をさせていただきましたが、病虫害の駆除など、今後の研究課題も残されており、販路拡大が進むほど生産の調整も難しくなってくることが予想され、4分の1以下の補助金交付を受けての事業とはいえ、決して楽な事業ではないものと推察されます。武雄そだちのハッピーファーマーズにおかれましては、武雄市の振興、発展、未来のために困難を乗り越え努力され、継続的に最後まで事業に従事していただくことを期待するものであります。

以上、述べてまいりましたように、国、地方において厳しい財政状況の中、交付税削減などによる外的要素に翻弄されない自立的な骨太の武雄市を目指した産業振興、ひいては財政対策として評価できるものとして、今回の平成20年度一般会計補正予算議案の賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございませんので、起立により採決を行います。第75号議案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第76号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第76号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてでございますが、この予算案は、今年度から特定検診が開始されることになり、その財源として、県の財政調整交付金で対応するものでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第76号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第76号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第77号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第77号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）について御報告をいたします。

その主な内容といたしましては、景観条例が7月から施行されることに伴い、市民団体等が景観形成に寄与する事業を行った場合、その事業費の一部を補助する事業を創設するものとの説明を受けました。その中で、地元業者への配慮をお願いしたい旨の意見がありました。

本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第77号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第77号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第78号議案 西川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第78号議案 西川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結についてでございます。

審査の内容と結果を御報告いたします。この件につきましては、委員会の途中で現地を視察し、今年度及び来年度に行う全体的な計画の説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第78号議案に対する討論を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第78号議案について反対の討論を申し上げます。

これはあくまでも契約案件の締結でございますが、西川登小学校の改築、給食室改築そのものについて反対ではございませんが、今言われております、いわゆる入札のあり方についてですが、より透明性・公平性を保つという意味で見ますと、落札率95.22%であります。これは全国のオンブズマンの調査によりまして、まさに高い落札率ではないでしょうか。私はそういう意味では、さらに透明性を高めるべきことを指摘し、反対の討論とするものであります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございませんので、起立により採決を行います。第78号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、11時15分まで休憩をいたします。

休	憩	11時3分
再	開	11時17分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第11. 請願第2号 『農業振興の基礎となる基幹施設の整備等に関する意見書』提出に関する請願についてを議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本委員会に付託されました請願第2号 『農業振興の基礎となる基幹施設の整備等に関する意見書』提出に関する請願についてでございます。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

請願第2号に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。請願第2号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第12. 請願第3号 『教育予算の拡充を求める意見書』に関する請願についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました請願第3号 『教育予算の拡充を求める意見書』に関する請願につきまして御報告いたします。

本請願は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

請願第3号に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。請願第3号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第13. 請願第4号 武雄市民病院の存続を求める請願を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました請願第4号 武雄市民病院の存続を求める請願の審査内容と結果について、御報告をいたします。

まず初めに、武雄市が民営化に手を挙げたから勤務医が減った。手を挙げていなければ、十分に医師を回したとの説明に対し、だれが言ったのか、文書で提出してほしいという意見が出され、それに対し紹介者からは、大学の先生は実態がないので報告することができません。提出できませんという説明でございました。

次に、災害やテロのときなどどうするのか。阪南市民病院のように、存続と言いながら、医師の大量退職で看護師が退職勧奨をされ、規模縮小されている。こういった規模縮小でいいのか。このように勤務医がいない中、市民病院として存続して、市民の暮らしと安全をどう担保するのか示してほしいという意見が出されました。

全体的なまとめといたしましては、紹介議員からは、12月20日の行政問題審議会に一たん立ち戻って、もう一回審議する場をつくっていただきたい。そして市民病院を存続して拡充していただきたいという趣旨の意見でございました。

一方、民営化推進の委員からは、市民の声は救急医療を早期に再開してほしいという声だ。今、大学に頼っている自治体病院は、どこをとっても医師不足になっている。7回にわたる特別委員会でも議論をしてきたが何も出ない。八方ふさがりという声が上がった。そのほか、医師確保の具体的な話はなかった。日本全体を見回しても、政府が求めているのは、かかりつけ医制度であり、医局から医師を減らすのが目的と言っている。いつときも早い救急再開をするためには民活の導入しかない。高浜病院のように、トップの判断おくれで、ことし5月に規模を縮小して民営化した事実もある。市民の暮らしと命を守るためには、民間病院から力をかりてでも救急を早期に再開すべきだ。いたずらに引き延ばす、そういうやり方、できないのに存続ということに対しては反対だという意見が出されました。

審査の結果、本請願は賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

委員会での論議について、こういう点は論議されたかどうかについてお尋ねします。

確かに賛成とか反対とかいろいろな意見が出ると思います。しかし、通常、請願する方々は、それぞれ本当に市民病院、請願者は市民病院を存続してもらって、自分たちの命の拠点を守ってほしいという気持ちで請願されていますが、請願をした人たちが、一つ一つ市長と同じような立場で、じゃあ病院について医師をどうするかとかということについて、十分な論議をする場を与えられてないし、ただそういう願いをしたんだから、願意を酌んですることが、通常、委員会としてのやり方だと思いますけれども、それは賛否分かれるのは当然でしょう、あると思います。しかし、その中で、それじゃ市民病院が現状こうなった中で、例えば、市の態度が明確にきちんとした形でやっておればできたんじゃないかとかいう論議はあったんでしょうか。いわゆる、例えば、さっき市長の態度によって、どこかの病院が時期を逸したために大変なことになったとおっしゃるけれども、じゃあ市長の態度によって、たまたま市民病院の医者引き上げが行われ、何かということがあったんじゃないかという論議もされたんですか。その点をまずお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

先ほども言いましたように、委員会のほうでも、市長が言ったから、もし市長が、武雄市がそういう方針を出していなければ、医師は確保できたのにとこの部分の話は出てまいりました。その件について具体的に、じゃあ大学教授の名前を出してくれ、だれが言ったのかという部分については、出てきておりません。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

質問回数も限られていますので、ちょっと長くなりますけれども、質問させてください。

○議長（杉原豊喜君）

明瞭をお願いします。

○30番（谷口攝久君）（続）

いや、聞いとけばいいじゃないですか、聞いてください。私はそういう論議があったかどうかをお尋ねしているわけですから、委員長が自分がどう思うという判断を私は求めているわけじゃございませんので、それを心得ていますから。問題としては、今おっしゃるように、例えば、明確にどこのお医者さんがどう言ったとかということについては、やはり黒岩議員から提案ありました百条調査委員会でも開いてやれば、本当に赤裸々にそういう経過が明らかになるわけですよ。ですけども、それも否決をされているという状況の中で、いわば委員会の審査が、請願の審査が本当に市民が求める唯一の拠点、願いであったわけですけども、

しかし、賛成少数で不採択ということになったということになると、きょうで1万2,200名の署名があつた8日以後、既に集まっているわけですが、また議長に提出されるでしょう。そういうふうな状況の中で、その1万2,200人というもの、それからまた、医師会は医師会で別個に前に署名してある医療問題についての気持ちというか、そういう市民の2万人、3万人にもなろうとする、そういう気持ちをどういう形でそれを願意として受けとめて、委員会が審査をされたのか。それはいろいろ論議があつたことは承知しておりますけれども、市民のそういう願いというものが、どういう形で議会として出てくるのか。

例えば、それは執行部に対して、存続してほしいとか、あるいは救急問題についても、あるいは白紙に返した上で十分論議をしてほしいとかという切ない願いを込めている請願でございますので、その取り扱いには十分慎重にやってもらつたということは委員会のことであり、信じておりますけれども、そこらにまだ論議の中で何か提案者なり、あるいは紹介議員に対するいろんな質疑、応答のほうに集中してしまつたような感じを受けて残念ですが、しかし、今とにかくもう一度お聞きしたいのは、市民の願意というものが、じゃあ自分たちが、請願をした人が説明を、医者はどうするか、あるいは財政的な問題はどうか、場所はここでいいのかとか、いろんな論議が、一人一人に請願を出す人に今までそういう質疑を交わされたことはほとんどありません。しかし、それでも当然のことですが、お聞きになるのは委員会としては当然なら、じゃあ委員会はなぜ公聴会を開くとか、そういうものをもっと深く審議をする場を設けなかつたんだろうかという気がするんですが、それについては何も意見は出ませんでしたか。その点をお尋ねします。

要するに市民の声が本当にどういうものであるかということをごきちんと聞く場を、委員会が公聴会開いてみたり、そういう市民に呼びかけた、そういうことを論議をされたかどうかを聞いているわけですが、（発言する者あり）黙つていてくださいよ。そういうことがされたかどうかをお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

ただいまの質問は、署名の8,000人、1万人の署名に対する願意は、どのように酌んでいいのかというふうなことでございますけれども、この件につきましては、市長も一般質問のときに答弁をしておりますけれども、その8,000名の署名については重く受けとめると。そして今後の民営化、あるいは市民医療を今後発展させていくために、その糧として前に進んでいきたいという考え方につきましては、総務委員会の賛成者の意見は、署名の皆さんの願意を否定するものではありません。

じゃあ医師をどうするのかというふうなことでございますけれども、このことについては、逆に請願者のほうから、医師はこんなふうにしますというふうな部分があればいいんですけ

れども、そういった具体的な提案は何もない。そういう状況の中で今回の請願については、採択できるものではないというふうに委員会として方向づけております。

〔29番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

今、委員長から触れてもらえると思いましたがけれども、触れてもらえませんでしたので。委員会の審査の中で、私が言った部分もあるわけですね。まず、請願人代表であるのか、有田さんやったですかね。署名人の代表なのか、あるいは請願者なのか、論議しましたね。事務局どっちなんですか。普通は私もいろいろ、請願見てきましたけれども、通常は署名をとられた方、だからすべてですよ。その方の代表として来ると思うんですよ、請願というのは。すべてが請願人、8,000名と言われましたね。8,000名の請願人であれば、8,000名の請願の代表でしょう。署名人代表ですよ、いわばね。うちで問題になりましたね。違うと、これは請願と。だから、そこをはっきり言われたらいいんじゃないですか。署名とられた内容と請願文が違うと。中身一緒ですよ、だから一緒に論議しましたね。しかし、正式な取り扱いはそのことしましたということでしょう。それで紹介議員もおられて、平野さんは、たまたまおられなかったですけどね、大河内さんがおられたので、十二分話を聞きましたということでしょう。そこら辺も言われたらどうですか。

〔30番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行について。（「今のとば言うてからよかろうが」と呼ぶ者あり）委員長、請願人は代表者なのか、請願人なのか。請願紹介議員なのかということも審査したということですので、これについて簡単に答弁を。

暫時休憩をいたします。

休 憩 11時32分

再 開 11時33分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまの議事進行について、吉川総務常任委員長から答弁をお願いいたします。

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

総務委員会で議論になった部分ですけども、今、29番議員から言われましたけれども、議会に出している請願の文書と実際署名をとられた文書が違うじゃないかという御指摘がっております。その中で違う点としては、自治体病院を忘失させる企てであり、天、人ともに許されざる暴挙である、所業であるといった部分はその署名の中には入ってないと。この

議会に出された請願文の中には、その文言が入っておるということで、暴挙であるという部分については、紹介議員の言葉ではないかというふうな質疑があったところでございます。

〔30番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

私があえて議事進行と申し上げたのは、請願書の表題に出ている分と、署名をとったのと違うじゃないかとおっしゃるけれども、請願者に私はその日も行って、病院に行ってお会いして、入院してあるんですよ、かわいそうに。それでも署名を必死になって書いてもらっているわけ。要するにあれば請願をとって回ったいろんなチラシはみんな手書きしてもらっていますから。だから、願意を書いてあるんですよ、願意と書いてあるじゃないですか。だから、その内容は願意を見ればわかるじゃないですか。だから、それは全然違うわけじゃない、表現が少し文章上の表紙につけたものと、いわゆる募集したものの表現の違いだけであって、願意は同じなんです。ですから、それはそれとして審査してもらっているから、それを言っているわけじゃないですよ。ただ、紹介議員が、じゃあ代表なのか、紹介したのは何かという論議を余り聞いたことないんですよ、今までの議会では。団体であればいいですけども、多くのそれぞれの市民が集まった中でその方が自分が代表になって署名をしていいですよということで署名された請願ですから、その取り扱いについては、やっぱり誤解のないようにしてほしいと思います。今のは議長においてですよ、取り扱い。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

請願第4号に対する討論を開始いたします。賛成ですか、反対ですか。（「反対」と呼ぶ者あり）3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

請願第4号 武雄市民病院の存続を求める請願について、反対の立場で討論させていただきます。

武雄市民病院問題調査特別委員会で7回にわたる検討、並びに5月30日、10時間以上に及ぶ臨時会での審議、また本議会において慎重に審議を重ねた結果、武雄市民の命と健康を守るためには、救急医療を一刻も早く再開し、安心・安全の地域医療をさらに充実させることだと思います。このような医師不足の現状においては、民間委譲を新たな経営形態とした取り組みが必要だと判断します。

以上をもちまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

請願第4号につきまして、委員長報告に反対の討論と、あわせて原案に賛成の討論を申し上げたいと思います。

きょう現在、武雄市民病院の存続を求める請願署名に1万2,200名の市民、あるいは市民病院に受診をしたり入院をしたりしている人、あるいは関係者も含めまして、1万2,200名の請願署名として寄せられました。この議会が終わった後、残る第2次分、当初8,830名の署名を議長に提出させていただいておりましたが、18日間で1万2,200名の署名を寄せていただきました。まさに市民の皆さんの武雄市民病院を守ってほしい、医療を存続してほしい。そして地域医療を、まさに武雄市民病院が中核医療として存続をし、拡充してほしいという切なる思いではないでしょうか。紛れもなくこの声に、市長として、行政のトップとして、また市民病院の管理者として、市長はこの声を真摯に受けとめるべきではないでしょうか。

私は、この問題が発生して、最大の市民の一致点は、説明責任が不足しているというのが、市民圧倒的な意見ではないでしょうか。それは5月30日のある新聞にも論説で明確に述べられているではありませんか。「武雄市民病院民間移譲について、市民に納得いく説明を」、これだけのスペースを開いて、この文章を県内あるいは県外の皆さんが目を通していただいています。ここに今、市民病院問題の最大の問題があるのではないのでしょうか。それを市長はしゃにむに市民の世論を封殺といいましょうか、本当に聞く耳なく進められている。私は本当にこの市民の思いを断ち切っていることに心から市長の行政手腕が問われているんじゃないかということを申し述べたいと思う次第です。

こういう市民病院問題に関して取り上げられるとき、市長はこの間言われたのは、市民の意見を真摯に受けとめると言われました。でも結論を先に決めてから意見を聞かれても、それは大変な問題ではないのでしょうか。私は最大の問題は、まだ平成22年の1月31日まで市民病院として市立病院として経営を進めていく。これは皆さん御存じのとおりです。でも結果として、平成20年度、21年度、決算がどのようになるのでしょうか。

私は、この政治責任はすべて市長にあることを最後に申し上げて、原案に賛成の討論を申し上げ、委員長報告に対して反対の討論を申し上げる次第であります。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立によって採決を行います。請願第4号に対する委員長報告は不採択であります。よって、請願書原案についての採決になります。請願第4号 武雄市民

病院の存続を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第14. 意見書第2号 救急告知病院の早期再開を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

意見書第2号 救急告知病院の早期再開を求める意見書について、趣旨説明を行います。

多くの武雄市民は、救急告知病院の早期再開を求めています。自治体は、住民の「いのち」を守るために救急医療や災害医療などに責任を持たなければなりません。

過去、国立病院を引き受ける理由として、73.3%もの市民の方が、救急告知ができる病院を望んでおられましたし、救急医療は嬉野医療センターがあるから必要ないなどと言う方も中におられますけれども、私は前の一般質問で申し上げましたように、とんでもない話だと思います。

人の命は地球よりも重く、とうとい命を軽んじてはならないと思うからであります。救急医療は一分一秒を争うものです。どこの自治体病院においても勤務医が不足しているという今日の社会的状況を考えるなら、民間病院にお願いしてでも、一日も早い救急医療の再開をするべきだと思います。

市民の安全・安心のために、一日も早い救急医療や地震や鳥インフルエンザ、テロなどの災害医療に十分対応できる体制づくりをするよう、意見を申し上げるものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は議員の意見書提出権によるものであります。よって、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第2号に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本件は起立により採決を行います。意見書第2号は原案のとおり決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書第3号 武雄市民病院の救急告示早期再開と存続を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

意見書第3号 武雄市民病院の救急告示早期再開と存続を求める意見書の提出者としての提案理由説明を申し上げたいと思います。

武雄市民病院の救急告示再開は、まさに市民の願いであります。そしてあわせて存続を求める市民の願いは、1万2,200名にも上る市民あるいは関係者の皆さんの熱望ではないでしょうか。5月30日の臨時議会で可決された武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例は、多くの市民が市民病院存続と救急医療再開を求めているにもかかわらず、1日という短時間で強行採決をされました。武雄市民病院の民間移譲を白紙に戻し、救急医療の早期再開で、市民の命と健康を守る紛れもなく南部医療圏、ひいては佐賀県医療圏の地域医療を確保すると同時に、地域医療を拡充することを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書（案）を提出いたします。

以上で提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしく御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたしたいと思います。

〔29番「議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

ただいま市民病院の救急告示早期再開ですね、これは意見書第2号と一緒にですね。それとまた存続を求める意見が入っていますけれども、これは請願第4号と一緒になんですよね。だから、同趣旨でございますので、議長、取り計らいをお願いしたいんですけど、直ちに採決というふうな取り扱いをされるべきだと思います。議事進行をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたしたいと思います。ただいま29番議員より議事進行の中で、議長の取り計らいについて申し出がっております。請願と意見書の先議の意見書と内容が同一ということで、質疑と討論を省略して、即採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

採決いたします。本件は起立により採決を行います。意見書第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

ここで議事の都合上、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時51分
再	開	11時54分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど採択されました請願第2号、請願第3号に係る意見書第4号及び第5号を追加上程いたします。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました意見書第4号及び意見書第5号を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号、意見書第5号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第16. 意見書第4号 農業振興の基礎となる基幹施設の整備等に関する意見書を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。2番浦議員

○2番（浦 泰孝君）〔登壇〕

趣旨の説明につきましては、先立っての請願紹介議員の内容のとおりであり、省略させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会から提出されたものであり、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号は、所管の常任委託付託を省略することに決定いたしました。

意見書第4号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意見書第4号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号は可決されました。

日程第17. 意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

先ほど審議されました教育予算の拡充を求める意見書について、文面については簡単ですので、読み上げます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

教育は未来への先行投資である。子どもたちがどこで生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるためには、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

よって、本会議は政府に対し「義務教育国庫負担制度」の趣旨にのっとり、本年度の堅持及び義務教育費に係る財政確保を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会から提出されたものであり、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第5号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第5号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました意見書第2号、意見書第4号及び意見書第5号は、明記されております関係各機関へ送付したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第2号、意見書第4号及び意見書第5号は、送付文案を起草の上、明記されております関係各機関に送付させていただきます。

12時となりましたが、引き続き審議を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、審議を続けさせていただきます。

日程第18. 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

福祉文教常任委員長から審査中の請願第1号 『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願及び意見書第1号 長寿医療制度の堅持及び運用改善を求める意見書については、今後、引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付いたしておりますとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。福祉文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって請願第1号及び意見書第1号は、委員長から申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第19. 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長並びに議会運営委員長からそれぞれ閉会中の継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本会期の全日程を終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

休	憩	12時 1分
再	開	12時 4分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先般の一般質問の中で、上田議員の質問に対しまして、23番江原議員から議事進行の中で、反対しっ放しではという言葉について、取り消す必要があるんじゃないかという議事進行が

出されました。後ほど精査して皆さん方には御報告すると申し上げておりました。本人の原稿をいただいて、十分に精査させていただいたところでございます。皆さん方にもただけま読んで、その部分をお示ししたいと思います。「市民の皆様の医療を守ることが我々の最優先のことですので、民間移譲を反対するならば、反対しっ放しでは、余りにも無責任だと思いますので、どのようにして再生できるか、考えを示すことが必要だと思いましたので、いろいろと自分なりに考えてみました」と。これは発言者本人のことを、自分がこのようにしたということで、何も取り消しとか、それには当たらないと判断いたしましたので、ここで報告させていただきます。

以上です。

〔29番「議長、議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

すみません、ちょっと最初のほうを聞いてなかったんですけども、結局、今のやり方を是認するかどうかだと思うんですね、認めるかどうかと。私はあのとき心配したんですよ。私も法的に触れるときは注意として言うときもありますね。その方が結局は後でやられるからね、法に触れた場合は。そういうときは注意をしますよ。しかし、考え方かれこれについては、やじんさっ人、よんにゆうおんさっばってん、私はそれはしない主義ですからですね。やっぱりこの言葉を残したら危ないというときは、ああ今言ったらいいかなどうか考えて、やっぱり質問者の趣旨が、どう言ってもいいですからね。懲罰もありますので、いいですから、言われて結構だ。しかし、それをその都度やるというのは、それを認めるというのは、そっちのほうが大嫌いだと思いますね、今、議長おっしゃるようにね。それは確かに流れで、今おっしゃるのはいいですけども、そのことを論議していただきたい。

私はもう一遍繰り返しますと、私も1回か2回、途中出しておるですよ。それはそのままいけば、議事録残れば、もちろん残りますけどね。やっぱりそれは訂正したとなっとかんぎ、それを今度やり玉にとってやられたときには、やっぱりバッジを外すようなことになりかねないとき、私注意をしていますね、今まで。だから普通、違うじゃないかということで、一般質問の中において、一般質問はある程度幅広く言えるということでしょう。そこにおいて、むしろ終わってから言われるならいいですけども、途中入れるというのは、やっぱりやめるべきだ、そっちのほうをしてもらった方がいいじゃないですか。そのことを求めますけどね。

○議長（杉原豊喜君）

今の議事進行についてですけど、本定例会においても、特に議事進行に係る発言が多いという指摘も受けております。そういった面も整理していかなければならないと。本当、私自身が発言等に対しては十分配慮をしているつもりですけども、なかなかできない状態でございます。極端に訂正しなければならないような発言に対しては、私どもも十分対応させて

いただきたいと思います。できるだけ人の発言中には、そういう発言は考慮をいただきたい。そういったものを今後、議会改革調査特別委員会の中で十分御論議をいただきたいなど。よろしくお願ひしたいと思います。

〔23番「議事進行」〕

23番江原議員。私に聞いてくださいね、議事進行は。

○23番（江原一雄君）

議長にお尋ねします。議事進行です。

私もこの新武雄市議会に参加させていただいて、この議事の進め方について、本当戸惑ってました。ようやくこの議事進行になれました。冗談じゃないんですけども、やはり会議規則にちゃんと議事進行についてあるわけですね。だから、この運用については、本当に議長の手腕が、責任が大きいなと思います。私も一般質問しているときに、やっぱり議事進行を出されると、本当やりづらいですよ。一番最初感じました。（発言する者あり）だから言っているんですよ。議事の今後の整理の問題について、議長に十分議会運営委員会等でも、この議事進行の進め方についても、本当に全議員が納得できるような形で今後の運営を求めていきたいと思ひますし、先ほどの件につきましては、上田議員に対して、本当に申しわけなかったということをおわび申し上げたいと思ひます。

それとあわせて、ぜひ議長にもそういう意味を含めまして周知徹底させて、合意を図っていただきたいということをおし述べたいと思ひます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

議事進行については、今後十分に検討させていただいて、発言については、ここら付近、やはり議員の皆さん方、モラルをもって発言していただくよう議会改革調査特別委員会に諮っていききたいと思ひます。

これをもちまして、平成20年6月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時10分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 牟田勝浩

〃 議員 浦泰孝

〃 議員 大河内 智

〃 議員 上野淑子

会議録調製者 末次隆裕